平成２８年（フ）第４１号
長野県小諸市大字加増1060番地45　スカイラークヒル205、申立時の住所長野県佐久市根岸4142番地１　メテオ２Ｆ室
債務者　山浦　弘一
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　岳史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第３１４号
静岡県浜松市東区大瀬町518番地
債務者　黒川　和秀
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　晃久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３１５号
静岡県浜松市東区大瀬町518番地
債務者　黒川　成子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　晃久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
宮崎県小林市南西方2020番地２　十三塚団地59－２－10、前住所宮崎県小林市細野2115番地10
債務者　畑中　文男
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新福　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月２日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第５５号
石川県加賀市山代温泉山背台２丁目56番地徳山ハイム201号室
債務者　徳山　博子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第１１８３号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口1719番地７　メゾンドールⅠ　Ａ201号室　井野方、住民票上の住所岐阜県多治見市白山町３丁目112番地の１　鵜飼ビル２
債務者　内山　圭吾
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　綾子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３０１号
千葉県柏市逆井３丁目25番18号　ハイホーム鈴木Ｂ－202号
債務者　谷崎　真美
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３６４号
千葉県松戸市三矢小台４丁目４番地の23
債務者　藤崎　任康
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３７９号
千葉県我孫子市湖北台９丁目６番１－104号フォレスト
債務者　新井志乃ふ
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３９１号
千葉県松戸市南花島２丁目33番地の５　ハイツ渡辺101号
債務者　髙橋トシ子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３９２号
千葉県松戸市南花島２丁目33番地の５　ハイツ渡辺101号
債務者　髙橋　邦昭
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３９４号
千葉県野田市中根201番地　レオパレス桜102
債務者　井上　尚子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４１４号
千葉県松戸市稔台１丁目29番地の１　原田ビル402号
債務者　多田　琴惠
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３５３号
仙台市若林区新寺３丁目２番10号　ハイツよつば304
債務者　今部　祐基
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４０４号
仙台市青葉区台原６丁目９番10号　フォーレストヒルズ101
債務者　種森千亜紀
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４１８号
仙台市太白区長町７丁目15番６号　大栄荘Ｂ－10、従前の住所仙台市太白区富沢２丁目17番５号　プティパレ富沢107
債務者　島　梨菜子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係